

第5章 推進施策

5-1 目標達成へ向けた施策の推進の基礎となる5つの行動

基本方針に基づいた取り組みを進めるにあたっては、県民、団体、事業者、行政等の全ての主体が花緑を共有の財産として、『ゆたかな暮らし』の実現に向けて重要なものだという事を知り・学んだうえで考え、共にまもり、つくり、そだてることが重要です。そして、これらの行動を通して人と人、人と地域とのつながりやささえあい、更なる活動への原動力となり、花緑活動にとどまらない多様な活動へと広がっていきます。

しる・まなぶ・かんがえる

花と緑による心地よさを感じることや、花と緑から自然環境の大切さを知り、学ぶことから始まります。また、その花と緑の活かし方などを考えることが、花緑活動にかかわるきっかけとなるとともに、活動を継続させるためのモチベーションとなることも期待されます。

まもる

天然林や里山、田畑などは、野生生物にとっては生息地として貴重な存在であるとともに、人にとっても自然との共生を実現し、自然の恵みを得るなど、県民共有の財産である花と緑を適切に守ることが必要です。

つくる

地球温暖化が一因とされる異常気象やヒートアイランド現象緩和などの環境改善や、良好な景観やまちのにぎわいづくりなどの地域活性化に資する花と緑をともに創っていくことが重要です。

そだてる

森林の間伐をはじめとする適正管理、放置された里山林の再生や、今ある地域の緑化や花緑活動を継続しながら育てることが必要です。また、花緑活動を支える人材や中間支援を行う団体等の参画と協働による育成が、人、団体、地域を育てるうえでも重要となります。

つなぐ・ささえる

花緑活動を通じた仲間づくりや花緑活動以外の様々な分野の活動団体・地元企業との連携は、新たなコミュニティ形成や活動の多様化につながり、花緑活動をより一層進めるうえで大切なことです。また、花緑活動の継続のためには、花緑に関する公益団体・専門家や行政などが活動を支えることも必要です。

5-2 施策展開の視点

施策を展開していくために、大事な視点は以下のとおりです。

(1) 地域特性に応じた施策展開

兵庫県の花と緑は多様です。都市地域、農山村地域、森林地域など各地域にはそれぞれの歴史や成り立ちがあり、その地域にあった郷土種の活用は、地域の風土に適しているため耐性があり、地域の特産や文化資源、景観と組み合わせることで一体感がうまれます。それぞれの地域課題等に対して、花と緑を地域特性に応じて活用し、柔軟に幅広く取り組む必要があると考えます。

地域目標にもあるとおり、都市地域では緑地割合が比較的小さいため、花緑を重点的に増やすとともに、花緑とふれあえる機会を増やし維持していくことが必要ですし、農山村地域等では花

緑活動の担い手不足や耕作放棄地などの問題もあることから、良好な環境の保全とともに都市農村交流など活用への取り組みが必要であり、森林地域では保全に努めながら森林の多面的機能の維持向上、さらに活用が求められます。

（２）花緑活動の持続性

阪神・淡路大震災では、「ガレキが残る被災地に花を植える」、「避難所及び仮設住宅などで被災者の心の癒しとなる花緑を育成する」など、県民によって復興にかかわる様々な花緑活動が行われ、これをきっかけとしてコミュニティ再生などのまちづくり活動に広がっていきました。その中で、自治会などの地域活動や小中学校、老人福祉施設など地域施設と連携しながら取り組むことで、今日まで花緑活動が持続されてきた事例も少なくありません。



小学生とともに行う花苗の植え込み作業

現在、人手不足、後継者不足などの要因により花緑活動を持続させることが難しい状況になっています。そのため、花緑活動を通じて人と人・地域との交流を活発にし、より多くの県民が花と緑の効果を実感することで花緑活動を広げていくことに繋がり、花緑活動をきっかけとしたまちづくりやコミュニティづくりにも展開するような好循環を生み出すことが必要となります。

5-3 推進施策の展開

今後の課題を踏まえて5つの基本方針に基づき、以下の施策に取り組む必要があると考えます。

- 1 参画と協働による花緑活動の一層の推進
- 2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全
- 3 自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大
- 4 花緑の効果的な活用
- 5 花緑による安全・安心の向上

また、行政と県民が共通の価値観のもとで取り組むために、花緑が県民の暮らしをどのようにゆたかにするのか、わかりやすく示す必要があります。

本プランでは、花と緑がどのように県民の暮らしをゆたかにするのか、また、そのゆたかな暮らしを県民がどのように実感し満足するのかを、ストーリーやイラスト、実感のセリフにより表現しています。

継続・新規・拡充施策の考え方、進捗状況の把握

なお、本プランでは、施策の分類を以下のように示しています。

既存施策だけでは対応できない課題の解決へ向けて、特に重要となる施策を、「拡充施策」、「新規施策」として新たに組み込みます。

また、【進捗状況をはかるための指標】により、進捗状況を把握していきます。

【継続】継続施策：既存の施策のうち、今後も継続して取り組むべきもの

【拡充】拡充施策：「ゆたかな暮らし」の実現へ向けて、既存の施策のうち、更なる取り組みの充実を図るもの

【新規】新規施策：「ゆたかな暮らし」の実現へ向けて、特に重要な施策として新たに組み込むもの

1 参画と協働による花緑活動の一層の推進

～花と緑を活かした、人と人・地域とのつながりやコミュニティづくり～

人と人、人と地域とのつながりやコミュニティづくりのため、住民団体等による緑化活動の推進や、県民や事業者等による緑化活動機会の創出など、花と緑の持つコミュニティ形成効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策①】 コミュニティ形成に繋がる住民団体による緑化活動の推進

自治会や住民団体、企業など県民による緑化活動を推進するため、花苗や緑化資材の提供などの支援や、活動機会の提供に関する取り組みを進めます。

具体的な施策

- 〔継続〕 県民参画の緑化活動の継続的推進
(県民まちなみ緑化事業)
- 〔継続〕 緑化資材の提供事業

緑化資材の提供事業を利用して整備された花壇



【推進施策②】 ボランティア活動等の緑化活動の推進

緑化活動への参加機会を創出するため、参画と協働の舞台としての公園・緑地の活用、普及啓発や情報提供などの緑化活動への参加機会の増加を図る取り組みを進めます。

具体的な施策

- 〔継続〕 花と緑のまちづくりセンターによる調査研究・普及啓発・活動支援
- 〔継続〕 県民総参加の森づくり促進事業(新ひょうごの森づくり)
- 〔継続〕 公園を舞台にしたコミュニティ・交流活動

【推進施策③】 事業者等による緑化活動機会の創出

企業などによる緑化への参画と協働を推進するため、取り組みの公表、表彰などによる活動の奨励や活動の持続を促す取り組みを進めます。

具体的な施策

- 〔新規〕 ひょうごまちなみガーデンショーに合わせた県産花き・造園フェアの開催
- 〔拡充〕 造園等の緑化技術の顕彰(人間サイズのまちづくり賞)
- 〔継続〕 企業の森づくり推進事業(新ひょうごの森づくり)

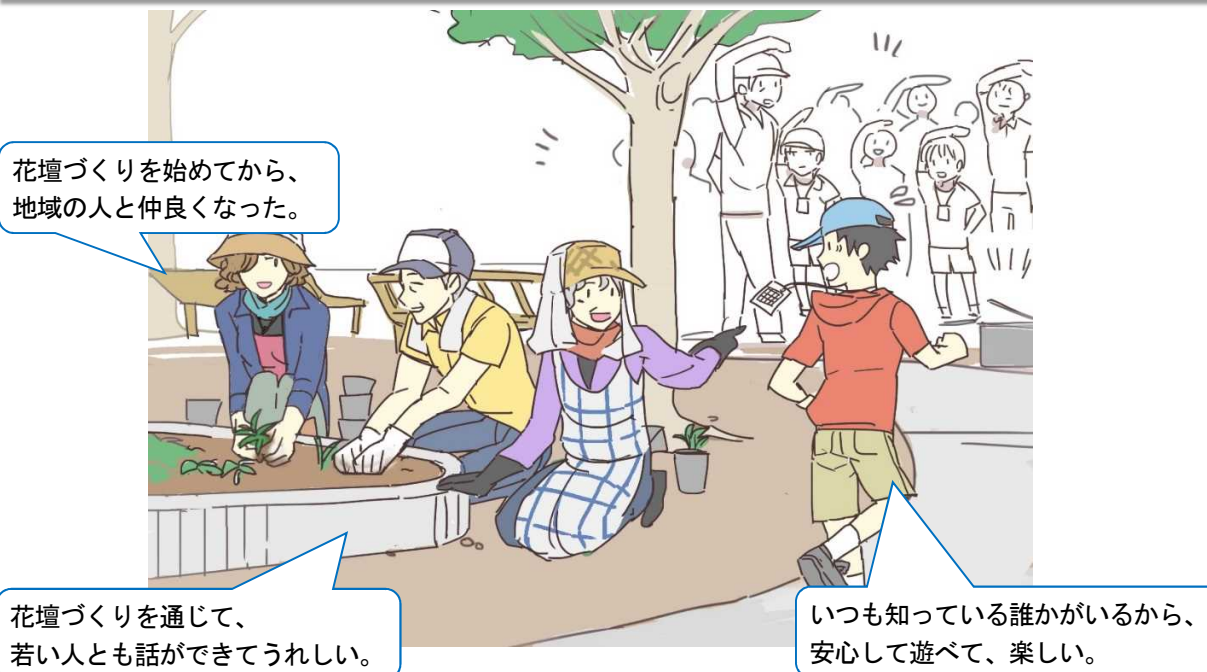
【進捗状況をはかるための指標】

- 県民まちなみ緑化事業：住民団体 600 団体/5年 (H32)
 - 県民総参加の森づくり促進事業：森林ボランティアリーダー数(累計)950 人 (H32)
- 第4次兵庫県環境基本計画(ひょうごの環境指標)

主な施策の概要

- **県民参画の緑化活動の継続的推進（県民まちなみ緑化事業）**
 県民参画による緑化活動を推進するため、住民団体の県民まちなみ緑化事業の支援を継続する（600団体／5年）。
- **ひょうごまちなみガーデンショーに合わせた県産花き・造園フェアの開催**
 ひょうごまちなみガーデンショーに合わせて、新たに花き・造園フェアを開催することにより、県民の花緑への関心を高めつつ、花き・造園事業の一層の需要拡大を図る。
 内容：県産花き苗・園芸用品等の展示・直売、モデルガーデン展示、造園・樹木剪定の相談窓口等
- **企業の森づくり推進事業（新ひょうごの森づくり）**
 社会貢献活動の一環として、森林保全活動を行う企業・団体等に対し、受け入れ活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等により、支援する。

花壇づくりにかかわることをきっかけに、
 地域や人とのつながりを実感する県民の暮らしのイメージ



行政の支援を受けて近所の公園で花壇づくりを始めた〇〇さんは、花緑の育成にかかわることで地域の人たちとの交流が増え、若い人や子どもたちとのふれあいが日々の暮らしの中での楽しみとなっている。また、身近な花や緑が増えただけではなく、活動をきっかけにラジオ体操や自治会のお祭りも行われるようになり、コミュニティ活動も活発になってきている。

2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全

～花と緑を活かした、人にやさしい環境づくり～

人にやさしい環境づくりや暮らしの質を高める緑地の確保のため、行政と地域住民、住民団体、事業者等が連携し、都市における多様な緑化や花と緑による低・未利用地の活用など、花と緑のもつ環境保全効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策④】 都市における多様な緑化の推進

企業によるまちなか緑化、緑地や都市公園の整備の推進などにより、都市の緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和や都市の低炭素化を進めます。

具体的な施策

- 〔新規〕 都市の緑地の保全・創出・活用に係る連絡協議会の設置
- 〔新規〕 河川敷公園・緑地の芝生化の推進
- 〔新規〕 市民緑地制度等の活用によるまちなかの緑地整備の支援
- 〔新規〕 大規模な都心緑化の支援（県民まちなみ緑化事業）
- 〔拡充〕 人口集中地区内の緑化の推進（県民まちなみ緑化事業）
- 〔継続〕 駐車場の芝生化、建築物の屋上・壁面緑化
（県民まちなみ緑化事業）
- 〔継続〕 環境の保全と創造に関する条例の適用による
屋上・壁面及び敷地の義務緑化



建築物の屋上緑化

【推進施策⑤】 都市地域等の低・未利用地の利用の推進

社会の変化に対応した公園・緑地の整備や質の向上、機能再編や再生を図るとともに、遊休農地等を活用した市民農園等の整備などにより、低未利用地の活用と地域活性化を図ります。

具体的な施策

- 〔新規〕 六甲山等都市近郊の都市山の活性化に資する取り組み
- 〔新規〕 利用者等のニーズの変化に対応した公園のリノベーション
- 〔継続〕 ひょうご市民農園整備推進事業等農作業体験の
機会提供等



市民農園での農作業

【進捗状況をはかるための指標】

- 県民まちなみ緑化事業：人口集中地区における緑化面積 50ha/5年（H32）
- ひょうご市民農園整備推進事業等農作業体験の機会提供等：都市における農業体験機会の提供数 390 カ所（H32）
- ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

主な施策の概要

□ **河川敷公園・緑地の芝生化の推進**

県・市町が連携し、洪水発生時における芝生整備効果の検証、勉強会の開催、市町への技術的支援を図る。

□ **市民緑地制度等の活用によるまちなかの緑地整備の支援**

老朽危険空き家除却支援事業等による空き家除却跡地等において、市民緑地制度等による市民緑地契約（土地所有者と市町）や維持管理協定（土地所有者、市町及び住民団体等）に基づき市民緑地を整備・管理する。

整備には、県民まちなみ緑化事業、緑化基金事業等を活用し、管理には、土地所有者への固定資産税等の減免措置、アドバイザー派遣等により支援する。

なお、空き家等の問題については、行政内においても、住宅、福祉、医療、環境、景観などの部局や施策間で連携する。

□ **大規模な都心緑化の支援（県民まちなみ緑化事業）**

多くの県民が利用する公共性が高い駅周辺等において、協議会による「都心緑化計画」に基づく歩行者空間を豊かにする緑化活動を支援する。

事業主体：法人、個人、住民団体、市町等により構成する協議会

対象エリア：人口集中地区内で駅から概ね半径1km圏内にあり、駅と道路や広場、核となる公共施設や商業施設等によりつながりや連続性を持つ地区

□ **人口集中地区内の緑化の推進（県民まちなみ緑化事業）**

人口集中地区の一人あたりの緑量を確保するため、企業、個人による緑化活動について人口集中地区を優先的に支援する（50ha／5年）。

□ **都市の緑地の保全・創出・活用に係る連絡協議会の設置**

都市緑地法や条例に基づき保全・創出・活用を図る地域制緑地等や県・市町の花緑施策の課題や取組みの情報交換等を図る連絡協議会を設置し、緑地の保全と活用の推進を図る。

まちなか緑化に取り組みやすくなったことで、

都市環境の改善を実感する県民の暮らしのイメージ



企業による緑化のおかげで、まちなかに花緑が増え、まちの環境がよくなり、気持ちがいい。

敷地の緑化をきっかけに、地域の人から声をかけられることが多くなり、地域貢献を実感できるようになった。

町工場を経営する〇〇さんは、社員の就業環境の改善のため、行政からの支援を活用して沿道に接する工場敷地内に花や樹木を植え、社員が交代で世話をしている。周辺地域に対しても良い影響が見られ、沿道に行く地域の人々からは「いつもきれいですね」「涼しいですね」と声をかけてもらえることが多くなり、社員からも「地域貢献できているということを実感できてうれしい」という声を聞くようになった。このような体験が、社員の仕事への意欲の高まりにもつながっていると感じ、〇〇さんはうれしく思っている。

3 自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大

～花と緑を活かした、自然と共生した環境づくり～

自然と共生した環境づくりのため、森林・里山の整備や生物多様性の保全活動の推進など、花と緑のもつ環境保全効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策⑥】 森林や里山整備の推進

企業による森づくり活動など、多様な担い手による森づくり・里山管理の活動を推進します。

具体的な施策

〔継続〕 都市と里山地域が一体となった地域の魅力づくり（北見里山博物館の推進）

〔継続〕 森林管理100%作戦（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 里山林の再生（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 企業の森づくり推進事業（新ひょうごの森づくり）【再掲】



作業道を活用した間伐の推進

【推進施策⑦】 生物多様性保全活動の推進

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成による野生生物の生育環境の確保と持続可能な利用、自然との共生について学ぶ機会の創出に関する取り組みを推進し、多様な主体による生物多様性の保全活動の活性化や意識の醸成を図ります。

具体的な施策

〔新規〕 生物多様性に配慮した森づくりの普及（尼崎の森中央緑地からの育成苗木の提供）

〔継続〕 住民団体と共に行う特定外来生物の除去活動

〔継続〕 尼崎の森の環境学習の場としての提供

〔継続〕 住民参画型里山林再生事業（新ひょうごの森づくり）

〔継続〕 コウノトリ及び人と自然との調和した環境教育等

〔継続〕 小中学校における環境教育の推進・環境体験事業・自然学校推進事業

〔継続〕 ひょうごの環境学習の総合的推進事業・ふるさと環境体験推進事業



尼崎の森中央緑地での育成苗木の植樹

【進捗状況をはかるための指標】

- 森林管理100%作戦：間伐実施面積(累計)169,000ha（H32）
ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）
- 里山林の再生：里山林再生面積(累計)18,700ha（H32）
ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

主な施策の概要

□ 生物多様性に配慮した森づくりの普及（尼崎の森中央緑地からの育成苗木の提供）

尼崎の森中央緑地では、全国的にも類のない生態系・種・遺伝子の生物多様性3原則に基づき、地域の植物の種子を取り苗木を植えて100年の森の創造を進めている。この取組みを拡げ、阪神地域における緑地の創出に寄与するため、尼崎の森中央緑地で育成した苗木を猪名川・武庫川流域の公園その他の公共施設等へ提供する取組の仕組みを構築する。

■黒川（川西市） ～日本一の里山～

「日本の里100選」にも選ばれ、日本一の里山とも呼ばれる黒川には、現役の炭焼きと台場クヌギ林、パッチワークの山、エドヒガン、ヤマザクラ、棚田、段々畑、農村風景など里山の条件が揃っています。谷の奥にある桜の森はボランティア団体が共有林の整備協定を結んで、荒れて森に埋もれていたエドヒガンの周囲を整備し、いまでは川西一のエドヒガンの名所となりました。また、今では一軒だけとなった炭焼き文化の継承をめざして炭焼窯をつくり、この地域で活動するボランティアと地元自治会が企業からの支援も受けて、「茶道文化を支える菊炭の森」を育てる活動も展開しています。



北摂里山博物館のホームページより

生物多様性を身近に感じられる体験への参加を通して、自然の大切さを実感する県民の暮らしのイメージ



都市中心部に住む〇〇さんは、公園で行われている生物多様性に配慮した森づくり活動に親子で参加している。専門家やボランティアの方々の指導のもと、苗木の植樹や間伐作業をはじめ、みんなで育てた森でのネイチャーゲームなど、毎回様々なことを体験することができ、子どもたちにとっては楽しみながら自然の大切さを学べる良い機会となっている。また、〇〇さん自身も、子ども達が成長する姿が見られるとともに、このような活動によって自然と共生した暮らしを送っていると実感できることをうれしく思っている。

4 花緑の効果的な活用

～花と緑を活かした、すべての世代の健康や生きがい、 地域間の交流や地域への愛着、にぎわいづくり～

すべての世代が心身ともに健康で、生きがいを感じられる社会づくりのため、地域の子育て環境の向上や高齢者等の健康増進・生きがいづくり、子どもや若い世代など将来の花緑活動の担い手の育成など、花と緑の持つ健康増進効果を活かした施策に取り組みます。

また、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいや活力のある元気な地域づくりのため、花と緑を地域資源として活用した都市と農山村との連携や良好な景観の形成、イベントの開催など、花と緑のもつ地域核の再生・地域活性化効果や景観形成効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策⑧】 地域の子育て力の向上

公園などオープンスペースの緑化による子育て環境の充実や改善を通して、子どもたちがのびのびと育つ環境づくりを進めます。

具体的な施策

〔拡充〕 校園庭の芝生化（県民まちなみ緑化事業）

〔継続〕 子どもの生きていく力を養う場となる「子どもの冒険ひろば（プレーパーク）」事業



芝生化された幼稚園の園庭



小学校の生徒たちによる芝張り

【推進施策⑨】 高齢者等の健康増進

心身の健康づくりの推進（健康的なライフスタイル）の場として公園・緑地を活用するとともに、園芸療法に関する取り組みへの資材の提供や技術的支援、ヘルシーパークの整備・活用等の取り組みを進めます。

具体的な施策

〔継続〕 園芸療法定着促進事業（淡路景観園芸学校）

〔継続〕 園芸療法士認定制度（淡路景観園芸学校）

〔継続〕 公園・緑地を心身の健康づくり推進のための場として活用・整備

園芸療法定着促進事業（花壇づくり）



【推進施策⑩】 花緑の担い手の育成

将来の花緑活動の担い手となる子どもたち等を対象とした環境体験、農業を楽しむ機会などの提供に取り組みます。

具体的な施策

- 〔新規〕 伝統的花催事の開催支援による園芸文化等の普及促進
- 〔継続〕 小中学校における環境教育の推進【再掲】
- 〔継続〕 環境体験事業【再掲】
- 〔継続〕 自然学校推進事業【再掲】
- 〔継続〕 ひょうごの環境学習の総合的推進事業【再掲】
- 〔継続〕 ふるさと環境体験推進事業【再掲】
- 〔継続〕 楽農学校事業
- 〔継続〕 楽農交流事業（親子農業体験教室）



環境体験事業における里山での活動



ひょうごの環境学習の総合的推進事業
（はばタンの環境学習）

【推進施策⑪】 都市と農山村との連携の推進

農地、観光資源等の活用、体験型ツーリズム等への参加機会の創出に取り組みます。

具体的な施策

- 〔継続〕 楽農交流事業（親子農業体験教室）【再掲】
- 〔継続〕 都市農村交流バス運行支援事業
- 〔継続〕 ふるさとむら活動支援事業

「兵庫楽農生活センター」等における楽農生活の実践の場の提供



【推進施策⑫】 良好な景観形成の推進

地域主体による沿道等のまちなかの緑化活動への支援、地域制緑地の指定及び適正な運用等により、地域に愛着が持てる良好な地域景観を支える緑地の保全・創出を推進します。

具体的な施策

- 〔新規〕 市民緑地制度等の活用によるまちなかの緑地整備の支援【再掲】
- 〔継続〕 花のある道づくり事業
- 〔継続〕 のじぎくの里づくり事業
- 〔継続〕 緑条例による整備計画の認定
- 〔新規〕 地域の花緑を美しく維持するためのガイドラインの作成

花のある道づくり事業 整備された歩道



【推進施策⑬】 地域の元気づくり

地域の歴史や芸術文化を楽しみ学ぶ場として公園・緑地を活用するとともに、地域（商店街など）での自主的な緑化やオープンガーデンの実施への支援、団体間での交流機会となるイベント等の開催により、にぎわいのある元気な地域づくりを図ります。

具体的な施策

- 〔新規〕 ポスト花みどりフェアなど花と緑の祭典の開催
- 〔新規〕 オープンガーデン普及支援
- 〔新規〕 県立都市公園、森林公園や里山林等のネットワークづくり
- 〔新規〕 大規模な都心緑化の支援
(県民まちなみ緑化事業)【再掲】
- 〔拡充〕 ひょうごまちなみガーデンショーの広域開催



明石公園でのまちなみガーデンショー

【進捗状況をはかるための指標】

- 県民まちなみ緑化事業：校庭の芝生化 250 校庭/5年 (H32)
- 楽農学校事業、楽農交流事業（親子農業体験教室）：兵庫楽農生活センター体験者数(累計)2,700 千人 (H32)
ひょうご農林水産ビジョン2025 (成果指標)
- 都市農村交流バス運行支援事業、ふるさとむら活動支援事業：楽農生活交流人口 1,150 万人(H32)
ひょうご農林水産ビジョン2025 (成果指標)

主な施策の概要

□ **校庭の芝生化の推進（県民まちなみ緑化事業）**

子どもが活動的で心身ともに豊かになる教育環境づくりや、地域の子育て力の向上に資する校庭の芝生化を支援する（250校庭／5年）。

事業主体：芝生化実行委員会、私立の学校、幼稚園、保育園等

拡充内容：ポップアップ式スプリンクラーや井戸などの初期施設等

□ **ポスト花みどりフェアなど花と緑の祭典の開催**

本県では、淡路花博（国際造園・園芸博ジャパンフローラ2000）をはじめ、花みどりフェアなど花と緑の祭典を開催してきた。今後も本県の花緑の取組の発信・発展、花緑による地域の活性化を図るため、都市緑化に関する全国的な祭典である「全国都市緑化フェア」なども視野に入れ、花と緑の祭典の開催を積極的に検討していく。

□ **オープンガーデン普及支援**

全国有数の県下のオープンガーデンの取組をより拡大するため、花と緑あふれるまちなみ景観を創出し、来訪者の増加や地域間の交流を生み出すオープンガーデン活動を行う住民団体等のPR活動を支援するとともに、ボランティアの育成にも寄与する。

事業主体：オープンガーデン実施団体

支援内容：開催チラシ、マップ等の作成・配布等PR活動費用

□ **県立都市公園、森林公園や里山林等のネットワークづくり**

様々な地域資源を持つ県立都市公園、森林公園、あわじ花さじき、市町立公園や里山林等と観光、歴史、環境、子育て等のテーマによるネットワーク化を図り、情報共有や人的交流を推進する。

□ **地域の花緑を美しく維持するためのガイドラインの作成**

地域の景観形成に寄与する花緑を美しく維持するためのガイドラインを作成し、地域に応じた緑化活動や緑地の保全・創出を推進する。

花緑による子育て環境づくりに学校と地域が共に取り組むことで、健康や生きがいを実感する県民の暮らしのイメージ



花緑のある場所で体を動かす機会が増えたおかげで、健康的な暮らしを送れるようになった。

小学校のPTAをしている〇〇さんは、行政からの支援を受けて、学校や児童、地域とともに校庭の芝生化に取り組んで以来、息子が屋外で遊ぶ話をよくするようになり、我が子がのびのびと育っていることに喜びを感じている。また、〇〇さん自身もPTAとして地域の人々や児童と一緒に校庭の花壇の世話をしており、子どもたちとのふれあいを楽しみながら体を動かすことで、日々の健康づくりにもつながっている。

5 花緑による安全・安心の向上

～花と緑を活かした、安全・安心な暮らしづくり～

安全・安心な暮らしや地域づくりのため、花と緑のオープンスペースによる地域防災力・地域の安心の向上や、自然災害の危険に備えた防災・減災対策の推進など、花と緑のもつ防災効果を活かした施策に取り組みます。

【推進施策⑭】 地域防災力の向上

災害時に延焼遮断帯や一時避難場所となるとともに、地域の防災活動の活性化等に資する公園などオープンスペースを確保し、活用します。また、これらの防災拠点となる公園間のネットワーク化の推進及び防災機能の充実を図ります。

具体的な施策

〔継続〕 都市公園等の防災拠点や避難場所の整備・活用



三木総合防災公園のビーンズドームでの東日本大震災物資仕分け作業

【推進施策⑮】 防災・減災対策の推進

自然災害の危険性に備え、防災林の整備や多様で健全な森づくりによる安全安心な地域づくりを推進します。また、河川流域や市街地内及び近郊の緑地や森林の保全・防疫対策により防災機能を向上させます。

具体的な施策

- 〔新規〕 都市山防災林整備（災害に強い森づくり）
- 〔新規〕 河川敷公園・緑地の芝生化の推進【再掲】
- 〔継続〕 里山防災林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕 緊急防災林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕 針葉樹林と広葉樹林の混交整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕 野生動物共生林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕 住民参画型森林整備（災害に強い森づくり）
- 〔継続〕 中山間地域等直接支払事業
- 〔継続〕 保安林の指定
- 〔継続〕 林地開発許可制度
- 〔継続〕 六甲山系グリーンベルト整備事業
- 〔継続〕 特別緑地保全地区等の緑地保全制度
- 〔継続〕 公園・緑地等における総合治水に資する流域対策
- 〔継続〕 ウメ輪紋病緊急防除等花と緑の防疫対策（花と緑の保全管理）



針葉樹林と広葉樹林の混交整備

【進捗状況をはかるための指標】

- 災害に強い森づくり：「災害に強い森づくり」整備実施面積(累計)35,800ha（H32）
ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）
- 中山間地域等直接支払事業：中山間地域等直接支払の取組面積 5,200ha（H32）
ひょうご農林水産ビジョン2025（成果指標）

主な施策の概要

□ **都市山防災林整備（災害に強い森づくり）**

平成 26 年 8 月豪雨災害のあった六甲山系において、下流人家等に甚大な被害を及ぼす危険性が高い流域の森林の崩壊防止力と土砂流出防止力を高める森林整備に取り組む(20 箇所 200ha)。

内容：広葉樹の間伐、土留工の設置、倒木危険性の高い大径木の伐採



□ **住民参画型森林整備（災害に強い森づくり）**

放置竹林の拡大を防止するため、ボランティアの参画支援、大型機材の導入支援など、竹林整備を継続的に支援し、野生動物の被害抑制や防災機能の強化を行う。

□ **ウメ輪紋病緊急防除等花と緑の防疫対策（花と緑の保全管理）**

ウメ輪紋病根絶のため、継続的な調査とともに、感染樹と感染のおそれのある周辺の樹の処分等の防除を実施する。

**住民参画による森林整備への参加することで、
災害に強い地域になっていくことを実感する県民の暮らしのイメージ**



森林の整備が進んだおかげで、自然災害に対して安全安心に暮らせるようになって、よかった。

〇〇地域では、地域住民の災害対策への意識が高く、住民参画による森林整備が進められている。地域住民が自ら防災・減災について考えたうえで整備を行うので、どこが危険か、どこに逃げればよいかを共有しながら森林整備が進められており、地域が一丸となって災害に強い森づくり活動を進めることによって、取り組みへの意欲の向上にもつながっている。

第6章 維持管理の推進

花緑活動の継続にあたっては、日常の管理の手間や人手不足、後継者不足、技術的問題など、維持管理にかかわる管理者が抱える様々な課題があります。

このような状況をふまえると、花緑の創出だけでなく、維持管理のあり方について考えていく必要があります。

そのため、県民による自発的・自立的な活動を推進することを前提としたうえで、人材育成や普及啓発、資材提供等にかかわる支援策として、以下の視点から維持管理の推進に係る施策を検討・展開します。

- 花緑を通じて地域づくり（子育て、教育、自己実現、交流など、コミュニティ形成や地域活性化につながる活動）につながるような取り組みに対する支援が必要。
- 団体間の連携を促し、思いを共有したり、自分の経験や能力を活かしたりすることでモチベーションを高めることができるよう、情報交換の機会や場の提供が必要。

【維持管理 1】 人材育成

緑化事業の実施者を対象とした講習会の実施や維持管理に関わる情報提供により支援します。また、地域の花緑活動団体同士による情報交換や人材派遣といった相互支援を促進します。

具体的な施策

- 〔新規〕 花緑団体中間支援団体に対する支援
- 〔新規〕 維持管理しやすい樹種や高木化しない管理など、維持管理ガイドブックの作成
- 〔拡充〕 県民まちなみ緑化事業実施者への花と緑の専門家講習会の受講義務化
- 〔継続〕 県立淡路景観園芸学校等と連携した花緑活動を担う人材育成
- 〔継続〕 地域の花緑活動のリーダー育成（花緑いっぱい運動推進員設置、推進員研修会・ワークショップ）



専門家講習会
（樹木の剪定）



地域住民によるワークショップ
（植栽デザイン）

【維持管理 2】 普及啓発（情報の共有）

花緑活動に関する情報を発信し、共有するための情報発信ツールの整備と活用を進めます。

具体的な施策

〔新規〕花緑の情報共有ホームページ(活動内容の紹介、活動発表の場の提供)

〔継続〕花と緑のまちづくりセンターによる調査研究・普及啓発・活動支援【再掲】

【維持管理 3】 支援

専門家による技術的支援や園芸相談など、活動団体や企業などを支える取り組みを進めます。

具体的な施策

〔拡充〕維持管理や保全を目的とした樹木医派遣制度（花と緑の専門家バンク）

〔継続〕花と緑のまちづくりセンターにおける園芸相談、緑のパトロール隊

□ **花緑団体中間支援団体に対する支援**

組織力や技術力のある花緑団体が行う、地域の花緑団体への中間支援活動を支援する。

事業主体：花緑団体（中間支援活動を行っている団体または行おうとする団体）

支援内容：①地域の花緑団体に対する活動・技術支援、人材交流支援等の活動への助成

②花緑団体の新たな立ち上げのほか、学生と連携した地域の花緑活動や花緑団体間をつなぐネットワークづくり等の活動への助成

桜まつりの開催 〔西神中央自治連合協議会、西神桜守クラブ(神戸市)〕

西神ニュータウンの中心にある西神中央公園で、広い芝生や雑木林などのある自然豊かな公園を守り育てていく美緑化ボランティア活動を行っています。桜の名所として干本桜の植樹・維持管理も行い、春には「桜まつり」を主催し、「とんど焼き（1月）」や「ふれあい夏祭まつり（7月）」なども開催し、地域の活性化につながっています。

エドヒガンの群生する里山の保全 〔溪のサクラを守る会(川西市)〕

住宅地に隣接した猪名川の溪流に沿って群生するエドヒガンの群生を熱心な保護育成活動により、地域住民に親しまれる溪の景観をつくり、春には一般公開されています。また、地元小学生による植樹活動や環境体験学習、中学生のトライやるウィークの受け入れなどのほか、地域の様々な行事や活動にも参加・協力するなど地域住民による地域活性化の試みとして成功しています。



緑地管理作業



維持管理された花壇



花壇管理作業

第7章 計画の推進体制

参画と協働による花と緑の取り組みを円滑に進めるため、県民、団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、「ゆたかな暮らし」の実現をめざして共に取り組むことが必要です。

そのため、花緑施策と他の施策との関係性を考慮するなど、県や市町においては、関係部局が横断的に連携しながら、花緑施策を推進していきます。また、各主体間の連携に係る調整・支援などに積極的に関わり、共に取り組んでいきます。

県民一人ひとりの役割

- ・花緑に関するボランティア活動や行事への参加
- ・家庭など身近な花緑の創出、維持管理

住民団体の役割

- ・地域住民や行政との協働による主体的な花緑活動
- ・実践的な技術や経験を活かした花緑に関する普及啓発や技術的支援

事業者の役割

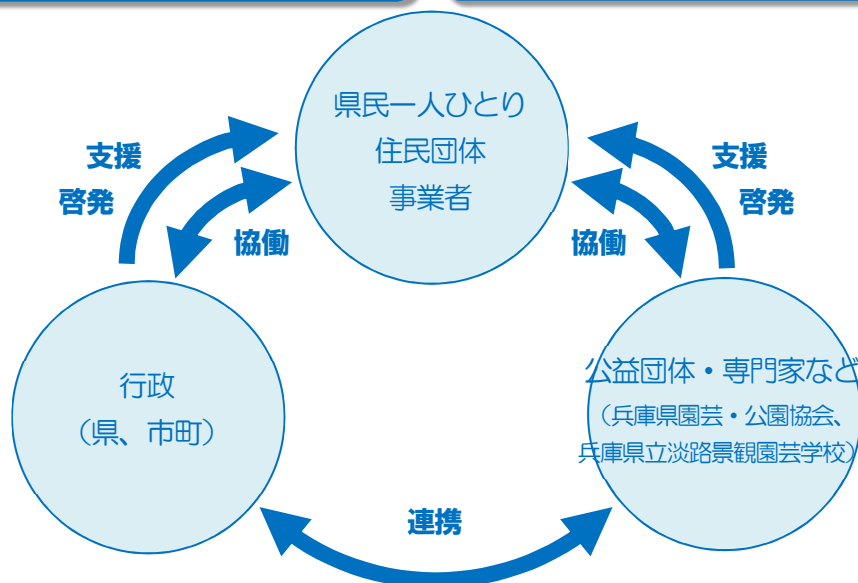
- ・企業、事業所、店舗、ビル、開発地、工場等の緑化
- ・花緑を活かしたCSR（企業の社会的責任）活動等

行政の役割

- ・花と緑によるまちづくりの方向性や広域的な緑地の配置方針などの提示
- ・公共施設の緑化推進や緑地保全
- ・都市公園の整備及び管理運営
- ・地域制緑地の指定及び運用
- ・花緑活動への意識啓発
- ・県と市町との連携、情報交換
- ・県民、住民団体、事業者、公益団体の協力支援体制の充実やコーディネートによる連携支援
- ・花緑の創出や維持管理活動に対する支援

公益団体・専門家の役割

- ・花緑に関する意識啓発、情報発信
- ・県民、住民団体、事業者間の連携支援
- ・花緑に関する技術的支援



<プラン推進に向けた県民関与の機会の創出>

従来は県民等の事業への取り組み向上を目指してきましたが、さらに県民参画の機会を増やしていくために、今後はプランの取り組み内容や進行管理に県民が主体的に関わる機会を増やすことも必要です。

プランの取り組み等に県民意見をより反映させるため、プランの取り組み内容や進行状況について意見交換を行うひょうご花緑懇話会を地域ごとに開催するなど、プラン推進に向けた県民関与の機会の創出を図りたいと考えます。

